

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中 「知事室長
総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）」 を

「知事室長

「報道長

「報道長

統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）

に、

総合調整幹

を

統括参

行政・デジタル改革局長

」

「契約局長

に改め、「行政改革・ICT局長」を削り、「契約局長」を 県民共生局長」

に、「（東部）」を「（西部）」に、「総合リハビリテーションセンター副センター長」

「総合リハビリテーションセンター副センター長

を 総合リハビリテーションセンター病院長

」

に、「（川越）」を「（さいたま、川越）」に改め、「家畜保健衛生所長（中央）」を削り、「本庁課（所）長」を

「本庁課（所）長

に、「総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）

」を政

広報戦略幹

」

政策幹

」

を政

括参事（人事委員会が定めるものに限る。）

策幹

に、「次世代産業幹」を

「次世代産
経済対策

デジタル政策幹

」

業幹

「副参事

幹」に、「副参事」を

参与（人事委員会が定めるものに限る。）

に、「精神

保健福祉センター社会復帰部長」を

「精神保健福祉センター管理業務部長

」に

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。